

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	8 - 2
法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	根拠条項	6 - 1	
許認可等	基盤施設計画の変更の認定			
1 根拠規定				
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項				
法第5条第1項の規定に基づき、基盤施設計画の認定を受けた商工会、商工会議所は、当該認定に係る基盤施設計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。				
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第4項				
(本規定は、認定に係る基盤施設計画の変更の認定について準用する。法第6条第3項)				
知事は、基盤施設計画の認定の申請があった場合において、その計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。				
基盤施設計画の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。				
基盤施設計画の実施時期並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が基盤施設計画を確実に遂行するために適切なものであること。				
2 審査基準				
基盤施設計画の認定基準は、次のとおりとする。				
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律実施要領(平成12年12月26日付け商第914号愛媛県知事通知)				
第1 基盤施設計画の認定申請手続等				
1 基盤施設計画に係る認定の申請手続				
(1) 法第5条第1項又は第2項の規定に基づき、基盤施設計画の認定を申請しようとする商工会、商工会連合会又は商工会議所(以下「商工会等」という。)は、様式第1号「基盤施設計画認定申請書」を作成して当該申請書を知事に提出する。				
(2) 申請書には、次の書類を添付する。				
ア 商工会等が基盤施設事業を実施する場合				
(ア) 当該商工会等の定款				
(イ) 当該商工会等の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書				
(ウ) 当該基盤施設計画について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し				
(エ) 設置する施設の配置及び構造を示す図面				
イ 商工会等以外の者が基盤施設事業を実施する場合				
(ア) 当該商工会等の定款				
(イ) 当該商工会等の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書				
(ウ) 当該基盤施設計画について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し				
(エ) 設置する施設の配置及び構造を示す図面				
(オ) 当該基盤施設事業の全部又は一部を実施する商工会等以外の者(以下「商工会等以外の実施者」という。)の定款又は寄附行為				
(カ) 商工会等以外の実施者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計画書又は収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書				
(キ) 当該商工会等以外の実施者に出資し、又は拠出しているすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿				
2 基盤施設計画の認定手続				
(1) 知事は、基盤施設計画の認定申請を受けたときは、遅滞なく、その計画が法令、3の認定基準及び第3の認定事務の処理に関する基本方針に照らして適切であるか否かを審査し、適切であると判断されるものについて認定する。				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	8 - 2
法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律		根拠条項	6 - 1
許認可等	基盤施設計画の変更の認定			
<p>(2) 県の認定事務担当部局は、基盤施設計画の認定をしようとするときは、あらかじめ関係部局等との間で協議する。</p> <p>(3) 知事は、基盤施設計画を認定したときは、様式第2号の「基盤施設計画認定通知書」により、当該認定に係る商工会等に通知する。</p> <p>3 基盤施設計画の認定基準</p> <p>(1) 基盤施設事業の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。</p> <p>ア 基本指針に照らし、適切な目標を掲げているものであること。</p> <p>イ 基本指針に照らし、事業の内容が実効性のあるものであること。</p> <p>ウ 基本指針に照らし、実施時期が適切なものであること。</p> <p>(2) 地方公共団体等の地域振興ビジョン等と調和のとれたものであること。</p> <p>(3) 基盤施設の規模及び構造は、その施設の目的及び機能に、利用者の安全性、利便性及び快適性を有するものであること。</p> <p>(4) 基盤施設事業に必要な資金の額及びその調達方法が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>ア 基盤施設事業の参加者の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。</p> <p>イ 資金調達、収支計画及び償還計画が適切なものであること。また、資金の調達方法が基盤施設事業を実施する者の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。</p> <p>(5) 基盤施設事業が、小規模事業者、その顧客、商工会等の用に供させるものであることにかんがみ、共同店舗、共同工場等の基盤施設を設置する場合にあっては、当該施設において事業を営むものが原則として小規模事業者であること。小規模事業者以外の者を入居させることが必要な場合にあっては、少なくとも2/3以上の者が小規模事業者であること。</p> <p>(6) 商工会等以外の実施者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあっては、上記(1)から(5)までに掲げる基準のほか、次の基準に合致しているものであること。</p> <p>ア 商工会等以外の実施者が当該基盤施設事業を実施することが、効果的かつ適切な実施のために特に必要であること。</p> <p>イ 商工会等が商工会等以外の実施者に対して行う指導及び助言の方法(例えば、定期的開催される運営委員会等への商工会等役職員の参画、事業進捗状況の把握等)が適切なものであること。</p> <p>ウ 商工会等以外の実施者に対し、商工会等が出資又は出捐をするとともに、役員を派遣することにより経営に参画するものであること。</p> <p>4 基盤整備計画の変更の認定</p> <p>(1) 法第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項又は第2項の認定に係る基盤施設計画の変更の認定を申請しようとする商工会等は、当該変更の内容について、様式第3号の「基盤施設計画変更認定申請書」を作成し、知事に提出する。</p> <p>(2) 申請書及びその写しには、次の書類を添付する。</p> <p>ア 当該基盤施設計画の実施状況を記載した書類</p> <p>イ 当該変更について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し</p> <p>ウ 当該変更に伴い上記1の(2)に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類</p> <p>(3) 2及び3の規定は、基盤整備計画の変更の認定をする場合に準用する。なお、この場合において、当該商工会等に通知するときは、様式第4号「基盤施設計画変更認定通知書」によるものとする。</p>				